日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十六号

日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　国家公務員退職手当法施行令の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

五十三　日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第十四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本学術会議の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百九十九　日本学術会議

第九条の四に次の一号を加える。

百四十七　日本学術会議

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十三　日本学術会議

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十五　日本学術会議

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百三十　日本学術会議

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「国立健康危機管理研究機構」の下に「、日本学術会議」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第七号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第七号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第五号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第五号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第五号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百七十二号）第二条第五号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第五号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十六　日本学術会議

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百十二　日本学術会議

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第六条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「土地区画整理組合」の下に「、日本学術会議」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第七条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方税共同機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）
	資本金

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「及び国立健康危機管理研究機構」を「、国立健康危機管理研究機構及び日本学術会議」に改める。

一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第六号

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第二条第五号

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「西日本高速道路株式会社」の下に「、日本学術会議」を加える。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」の下に「、日本学術会議」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十一条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十五　日本学術会議

第十五条第一項第五号中「第五条第十項に規定する事務局長及び」の下に「日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十八条の規定による廃止前の」を加え、同条第二項第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び日本学術会議法第十六条第二項に規定する局長」を削る。

第三十条に次の一号を加える。

三十四　日本学術会議

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁及びこども家庭庁を除く。）の項中「日本学術会議に置かれる事務局」を削る。